

宅地建物取引士証返納届について

宅地建物取引業法第 22 条の 2 第 6 項、同法施行規則第 14 条の 13 第 3 項前段又は第 14 条の 15 第 5 項に該当した場合は、宅地建物取引士証を返納する必要があります。また、業務に携わらなくなった場合等の理由により宅地建物取引士証を返納することができます。

●提出書類の必要部数

正 1 部

●提出書類

- 1 宅地建物取引士証返納届
- 2 宅地建物取引士証（原本）

●提出先

各県民局等宅建業所管課

（返納理由）

- 1 宅地建物取引業法第 22 条の 2 第 6 項 消除又は失効
- 2 宅地建物取引業法施行規則第 14 条の 13 第 3 項 書換え
- 3 宅地建物取引業法施行規則第 14 条の 15 第 5 項 発見
- 4 業務に携わらなくなったため
- 5 その他 （宅地建物取引士証を有している者が死亡した場合等）

（注意事項）

宅地建物取引士証を有している方が亡くなった場合は、相続人が「宅地建物取引士死亡等届出書（様式第 7 号の二）」とともに、上記提出書類を提出してください。